

改正

平成18年6月23日告示第95号
平成19年3月30日告示第47号
平成21年3月31日告示第66号
平成23年3月31日告示第59号
令和2年3月19日告示第49号
令和4年3月11日告示第38号

浜田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する費用の一部を補助することにより浄化槽の普及を図り、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上かつ放流水中のBODの1日当たりの平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するものであって、国庫補助金の対象となるものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、次に掲げる区域以外の区域とする。

- (1) 市内において、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画の認可を受けた区域（当分の間、整備が見込まれない区域は除く。）
- (2) 浜田市集落排水施設条例（平成17年浜田市条例第236号）第3条に規定する区域
- (3) 浜田市地域し尿処理施設条例（平成17年浜田市条例第239号）第2条のし尿処理施設によって処理される区域
- (4) 浜田市個別浄化槽条例（平成17年浜田市条例第241号）第3条に規定する個別浄化槽を設置する区域

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

- (1) 専ら自己の居住の用に供する住宅に設置されている単独処理浄化槽又はくみ取り槽（以下「単独槽等」という。）に代えて、新たに当該住宅の敷地内に浄化槽を設置する者
- (2) 専ら自己の居住の用に供する住宅の新築又は増築に合わせて浄化槽を設置する者のうち、汚水処理の未普及の解消に資すると市長が認めるもの

- (3) 専ら自己の居住の用に供するために浄化槽が設置された住宅（以下「販売住宅」という。）を購入する者（当該浄化槽が設置された年度内に購入する者に限る。）のうち、汚水処理の未普及の解消に資すると市長が認めるもの
- (4) 汚水処理の未普及の解消に資すると市長が認める者が入居する集合住宅（長屋又は共同住宅をいう。以下同じ。）又は戸建ての賃貸住宅に浄化槽を設置する者（補助金額等）

第5条 補助の対象となる事業区分、補助要件及び補助金額は別表第1に、補助限度額は別表第2に掲げるとおりとする。ただし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。
（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（第4条第3号に規定する者を除く。）は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の実施の日の前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 工事契約書の写し
- (3) 設置場所付近の見取図
- (4) 浄化槽の配置配管図
- (5) 浄化槽設置整備事業補助金交付申請に係る申告書（様式第2号）
- (6) 貸主の承諾書（住宅等を借りている者に限る。）
- (7) 浄化槽の登録証の写し
- (8) 宅内配管に係る見積書（内訳の分かるもの）の写し（単独槽等に代えて、浄化槽を設置する場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者（第4条第3号に規定する者に限る。）は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、販売住宅の売買契約締結後速やかに、市長に提出しなければならない。

- (1) 販売住宅の売買契約書の写し
 - (2) 販売住宅に係る浄化槽設置確認書（様式第11号）の写し
- （交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、補助金の交付を決定したときは、浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。
（変更承認申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項に該当するときは、浄化槽設置整備事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめ、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後1月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類（第4条第3号に規定する者にあつては、第2号に掲げる書類及び販売住宅の所有権移転後の登記の全部事項証明書の写し）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費請求書（内訳書を含む。）の写し及び領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽点検業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (4) 工事写真（着工前、工事中及び竣工写真）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（交付額の確定等）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（事前確認）

第12条 第4条第3号に規定する者に販売住宅を販売することを目的として浄化槽を設置しようとする者は、当該浄化槽が補助の対象となり得るかどうか、あらかじめ市長の確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けようとする者は、販売住宅に係る浄化槽設置工事協議書（様式第8号）に第6条各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる書類を添えて、浄化槽の設置工事の日の前日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、補助の対象となり得るかどうかを決定し、なり得ると決定したときは、販売住宅に係る浄化槽設置工事承諾書（様式第9号）により当該協議をした者に通知するものとする。

4 前項の規定により承諾を受けた者は、当該承諾を受けた内容を変更しようとするときは、市長にその旨を協議し、その承諾を受けなければならない。

5 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による協議及び承諾について準用する。

6 第2項の規定により承諾を受けた者は、浄化槽の設置が完了したときは、速やかに工事完成報告書（様式第10号）に第9条各号（第2号を除く。）に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、設置した浄化槽が補助の対象となり得ると認めるときは、販売住宅に係る浄化槽設置確認書（様式第11号）により当該報告をした者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助要件に違反することとなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日告示第95号）

(施行期日)

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日告示第47号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日告示第66号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日告示第59号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日告示第49号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日告示第38号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	補助要件	補助金額
浄化槽の設置	<p>(1) 補助対象区域に浄化槽を設置するものであること。</p> <p>(2) 法第5条第1項に規定する設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けること。</p> <p>(3) 既に設置された浄化槽の更新又は改築でないこと（災害に伴うもの又は別の住宅からの転居により居住者が増えて人槽が増加する場合を除く。）。</p> <p>(4) 浄化槽を設置する住宅が併用住宅である場合にあつては、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものであること。</p> <p>(5) 借り受けている住宅に設置する場合にあつては、貸主の承諾を得ること。</p> <p>(6) 販売住宅を購入する場合にあつては、第12条第1項に規定する市長の確認を受けていること。</p> <p>(7) 法第7条に規定する検査を受けること。</p>	<p>浄化槽の設置に要する経費に相当する額</p>
宅内配管工事	<p>(1) 単独槽等に代えて、浄化槽を設置するものであること。</p> <p>(2) 住宅の建替え又は増築に伴うものでないこと。</p> <p>(3) 法第11条に規定する検査を受けること。</p>	<p>単独槽等に代えて浄化槽を設置するに当たり必要となる宅内配管に要する経費に相当する額</p>
単独槽等の撤去	<p>単独槽等を完全に撤去し、同一敷地内に浄化槽を設置するものであること。</p>	<p>単独槽等の撤去及び処分並びに当該撤去に当たっての汚泥の抜取り及び処分に要する経費に相当する額</p>

備考

1 この表及び次表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宅内配管 トイレ、台所、洗面所、浴室等から浄化槽への流入管の設置、ますの設置及び浄化槽から住宅の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置（既設の配管の撤去を含む。）をいう。

(2) 豪雪地帯等 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条の規定

に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯をいう。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表第2（第5条関係）

区分		補助限度額	
		豪雪地帯等以外	豪雪地帯等
浄化槽の設置	5人槽	332,000円	352,000円
	6～7人槽	414,000円	441,000円
	8～10人槽	548,000円	588,000円
	11人槽以上	939,000円	1,002,000円
宅内配管工事		300,000円	
単独槽等の撤去		90,000円	